

2021年9月

資金分配団体代表者各位

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

民間公益活動を行う団体の役職員に係る暴力団情報の提供に関する
誓約書の提出について

平素から民間公益活動の推進にご尽力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第17条においては、「休眠預金等に係る資金が暴力団等の反社会的勢力に活用されることのないようにしなければならない。」と規定されています。

2021年度の休眠預金活用事業における資金分配団体が決定し、民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）の公募が順次行われていくこととなります、これと併せて、実行団体に係る暴力団情報の確認が必要となっております。

このため、実行団体及び実行団体に応募している団体から提出のあった役員名簿を警察に提出することにより、暴力団情報（該当の有無）の提供を求めるとしておりますが、提供される情報の取扱いについて、誓約書を作成することが必要となります。

つきましては、誠にお手数ではございますが、別紙誓約書を作成いただき、役員名簿と併せまして、当機構にご提出くださいますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

<参考>

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

第17条

1～2 (略)

- 3 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されることのないようにしなければならない。
- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - 三 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
 - 五 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体